

総務政策常任委員会会議録

令和6年1月18日

場 所 第2委員会室

令和6年1月18日(木曜日)

午前9時57分開会

審査・調査事項

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・本県で大規模な地震が発生した場合の県の対応について
- ・南海トラフ巨大地震の被害想定等について
- ・防災減災への県の取組について

出席委員(8人)

委員	長	山下	寿
副委員	長	福田	新一
委員		濱	砂守
委員		二見	康之
委員		川添	博
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		脇谷	のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村	達也
危機管理統括監	横山	直樹
総務部次長 (総務・市町村担当)	大東	収
総務部次長 (財務担当)	川端	輝治
危機管理局長 兼危機管理課長	渡邊	世津子
総務課長	黒岩	賢二
人事課長	那須	隆輝

行政改革推進室長	徳松	一豊
部参事兼財政課長	高妻	克明
財産総合管理課長	鬼塚	保行
税務課長	蛭原	真治
市町村課長	池田	幸優
総務事務センター課長	清藤	荘八
消防保安課長	寺田	健一

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村	結
政策調査課主任主事	高山	紘行

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前10時0分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

御承知のとおり、本年1月1日に令和6年能登半島地震が発生しました。そこで、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福をお祈りし、ただいまから黙祷をささげたいと存じます。

皆様の御起立をお願いいたします。黙祷。

〔全員起立、黙祷〕

○山下委員長 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○吉村総務部長 御説明の前に、元日に発生しました令和6年能登半島地震については、御承知のとおり、最大震度7を観測し、230人を超える方々が亡くなられ、多くの方々が避難生活を強いられるなど甚大な被害となっておりますことから、県では、関係機関と連携の上、息の長い支援に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日の説明事項ですが、お手元の総務政策常任委員会資料、2ページ目の目次を御覧ください。

3点、御報告いたします。

1点目が、本県で大規模な災害が発生した場合の県の対応について、2点目が、南海トラフ巨大地震の被害想定等について、3点目が、防災減災への県の取組についてであります。

詳細につきましては、危機管理局長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊危機管理局長 危機管理局です。よろしくをお願いいたします。

まず、1つ目の項目、本県で大規模な災害が発生した場合の県の対応について御説明します。

3ページを御覧ください。

(1)、発災直後の県の動きについて時系列で御説明します。まず、①のとおり、安否確認メールにより二役も含め、職員の安否確認を行います。これは、携帯電話で確認できるもので、毎年、訓練を実施しております。

次に、②、設置基準に基づき、災害対策本部を設置し、③、参集基準により全職員が登庁します。設置基準と参集基準につきましては、次のスライドで御説明いたします。

その後、④のとおり、総合対策部要員は総合対策部室に参集し、⑤の情報収集や関係機関との連絡調整、災害対策本部会議の準備など、初動対応を行います。

総合対策部については、後ほど御説明します。

次に、⑥になりますが、災害対策本部会議を開催します。開庁時なら40分以内、閉庁時は状況にもよりますが、可能な限り早く行うことを目指しております。

その後、⑦となりますが、知事から県民等への呼びかけを行います。

4ページを御覧ください。

次に、災害対策本部等の設置と参集基準についてであります。

地震や津波の場合の災害対策本部等の設置基準と参集基準を、ここに記載のとおり定めております。仮に、今回の能登半島地震のような地震が本県で発生した場合は、直ちに知事をトップとする災害対策本部を設置し、全職員体制で対応いたします。

5ページを御覧ください。

次に、災害対策本部の組織について御説明します。災害対策本部は、知事を本部長とし、本県における総合防災体制の中核として、国及び各防災関係機関等との連携調整を図り、応急対策を実施するものです。

災害対策本部には、右上のほうですが、総合対策部をはじめ、他県からの応援を受けるためのマネジメントを行う受援対策室のほか、例えば、左下のほうの部局対策室ですが、道路保全課が道路の被害調査を担当するといったように、通常の業務を通じて災害対策に当たる部局対策室、出先機関で構成する地方支部等が組織されております。

6ページです。総合対策部は、県の災害対策

本部のコントロールタワーとして編成するもので、災害に対する総合的な対応、防災関係機関との調整等に当たります。

主な業務としまして、情報収集・分析整理・共有・対策企画、通信の確保、マスコミへの情報提供、県民への情報発信、ヘリコプターの運用調整、救助救命関係機関との連携・調整、物資の調達・供給調整などがあり、庁内各課から要員を選定しております。

7ページを御覧ください。

本県で大規模な地震等が発生した場合は、平常時の通常業務を全て、一旦停止し、宮崎県業務継続計画（BCP）に基づき、県庁非常時体制に移行します。表の業務量ゼロの右側のグレーの丸があるところになります。

そこから、Cの非常時優先業務として、通常業務のうち、早期に再開すべき業務等をあらかじめBCPに規定しております。

また、非常時には、Aの地域防災計画等に規定する業務に定めがあります災害応急対策業務や、Bの県庁に避難してきた方の対応など、応急的に発生する応急業務もありますので、どの部署が何を担当するかを、あらかじめBCPに規定しているところでございます。

8ページを御覧ください。

次に、(2)、被災情報の集約について御説明します。これは、災害時の被災情報の流れを図示したものです。

まず、被害につきましては、左上の住民・消防・警察といった現場にいる方、または、右上になりますが、九州電力株式会社やNTTなど現場と密接に関係している機関が最初に覚知します。住民は、110番や119番を利用するのが一般的です。中にはSNSなどに投稿される方もいらっしゃるので、現在はその情報を集約でき

るスペクティールというツールも活用し情報を入手しております。

次に、中ほどになりますが、被害情報を入手した市町村は、災害対策基本法に基づき、防災情報共有システムを活用して県に報告します。

なお、県は、取りまとめた情報を消防庁に報告するとともに、マスコミにもプレスリリースいたします。

9ページを御覧ください。

(3)、防災情報共有システムについてであります。情報の報告だけではなく、情報の共有についても防災情報共有システムを活用します。これは、SIP4Dという内閣府が進める情報共有の仕組みを利用したものです。

SIP4Dとは、右下にあります。シェアード・インフォメーション・パイプライン・フォー・ディザスターの略で、災害対応に必要とされる情報を様々な機関から収集し、それを利用しやすい形に変換する仕組みのことです。

ここに図示しておりますが、例えば、一番右側にあります気象庁が自分たちのシステムに情報を入力すると、そのデータが情報のパイプラインに運ばれ、本県の防災情報共有システム上で使える形に変換されて表示されるというものです。

10ページで、もう少し具体的に御説明します。

左側にありますとおり、災害時は各組織が情報を入手し、それぞれのシステムに入力・管理します。SIP4Dを使えば、その情報を——中ほどにあります——県の防災情報共有システムで地図に重ね合わせて表示することができるようになります。それにより、情報が集約され、視覚的に地図上で把握できますので、情報の共有や対策立案がしやすくなり、その結果、右側になりますが、救助活動や物資提供、復旧

活動などをスムーズに行うことができるようになります。

11ページです。今回の能登半島地震で課題となりました、停電や通信障害についても対応を進めております。

具体的には、県庁と各総合庁舎、市町村消防本部等との間は、主回線となる緑色で示した光ケーブルとバックアップ回線となる青の点線で示した防災行政無線により多重化しております。

大規模災害時に主回線が途絶された場合でも、バックアップ回線により防災電話による通話、防災情報共有システムでのデータ送信、各種災害映像の伝送などを行うことができます。

また、さらなるバックアップ回線として、赤の波線で示した通信衛星の整備も計画しており、令和7年度に市町村消防本部でも利用できるようになります。

以上のように、回線の強化も進めつつ、防災情報共有システムでの情報報告及び情報共有を進めることで、災害対応力を強化しているところです。

12ページを御覧ください。

次に、(4)、広域応援体制についてであります。大規模災害が発生した場合に活動する広域応援部隊としましては、警察庁の警察災害派遣隊、消防庁の緊急消防援助隊、国土交通省のテックフォース及び自衛隊があります。それぞれの部隊が役割分担しながら連携して、行方不明者の捜索、消火活動などの災害応急対策活動を行うこととなります。

県及び各市町村では、災害対策本部に活動調整会議を設け、関係機関で被災状況や活動状況等の情報共有を行うとともに、部隊の配置や活動場所、手順等について調整を図ります。

13ページです。ただいま御説明しました広域

応援部隊のうち、緊急消防援助隊についてであります。緊急消防援助隊は、大規模災害または特殊災害が発生し、被災した都道府県の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の求め、または指示に基づき、消防の応援を行う部隊です。部隊は都道府県単位で構成され、各消防本部の消火、救助、救急隊などのほか、各都道府県等の消防防災ヘリコプターで編成されております。

ア、本県大隊の活動実績については、これまで、東日本大震災や熊本地震、豪雨災害の際に出動しております。また、イ、本県が応援を受ける場合の対応については、先ほど5ページで御説明した組織図にもございましたが、県の災害対策本部に、消防応援活動調整本部及びヘリコプター運用調整所を設置して、関係機関が情報共有や活動調整を行います。

14ページを御覧ください。

②、九州・山口9県災害時応援協定についてであります。この協定は、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うことを取り決めたもので、九州地方知事会の幹事県が事務局となり、地震や豪雨などの自然災害対応等を行う仕組みで、平成7年度からの枠組みとなります。

資料の図を御覧ください。九州・山口9県のいずれかで甚大な被害が発生した場合に、まず、被害県に幹事県等のリエゾンを派遣し、災害の状況や対口支援の必要性などの情報収集に当たります。被災市町村から①の応援職員の派遣要請があれば、右側の総務省や全国知事会などと調整の上、派遣団体を決定し——この例では右下、宮崎県となっておりますが——必要な人員を左側の被災市町村に派遣することとなります。

15ページを御覧ください。

応急対策職員派遣制度についてであります。これは、平成30年に総務省が創設した制度で、震度6弱以上の地震が観測された場合や相当する災害が発生した場合などで、被災都道府県内の地方公共団体だけでは対応が困難なときに総務省が全国知事会などと連携し、一元的に応援職員を派遣する制度です。

能登半島地震において、現時点では、資料中ほどの第1段階支援が実施されております。被災県の石川県、富山県、新潟県の地域ブロックを中心とした地方自治体が総括支援や対口支援を行う団体に指定され、準備が整った団体から応援職員が現地に派遣されております。

支援を必要とする被災自治体の拡大や支援期間の長期化などにより、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が必要となります第2段階支援に移行しますので、要請に応じて対応できるよう準備を進めております。

16ページを御覧ください。

(5)、支援物資の受入れ体制についてであります。

まず、①の緊急輸送地域ルート計画であります。これは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画の中で規定しているもので、市町村等へ支援物資の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を選定するものであります。

具体的には、国が定める緊急輸送ルートを踏まえ、広域物資輸送拠点と各市町村内に設けている地域内輸送拠点を結ぶ道路や、応援部隊が救助活動拠点へ移動するための道路を緊急輸送地域ルートとして設定し、ほかの道路に優先して通行可否情報を集約し、道路啓開や交通規制を行うこととしております。

ルートのイメージを図で示しておりますが、国からの緊急物資輸送車両を受け入れる広域物資輸送拠点は、都城トラック団地協同組合など5か所となります。

17ページです。②、物資調達に係る計画であります。これも緊急輸送地域ルート計画と同様に宮崎県実施計画の中で規定しており、具体的には、県内5か所の広域物資輸送拠点の運営体制や市町村等への物資の輸送方法、地域内輸送拠点、国からの支援物資の市町村への配分計画を定めております。

なお、発災後は、国からプッシュ型で支援物資が届くこととなっており、発災後4日目から7日目までに必要な量として、記載のとおり量が予定されております。

18ページです。今年度から県の備蓄物資を集約保管できる物資備蓄拠点と、国からの支援物資受入れに対応できる広域物資輸送拠点の2つの機能を有する災害支援物資拠点施設を整備しているところです。総事業費は約7億8,000万円、延床面積が約3,000平米、場所は県立農業大学校の敷地内です。事業の進捗状況ですが、既に測量を終えており、現在は地質調査を行うとともに、施設の設計に着手しております。今後は、建物本体の施工や外構・舗装等に着手し、来年度末までの完成を予定しております。

19ページです。③、受援計画であります。これは、平成28年の熊本地震を教訓に、平成29年3月に内閣府が定めた地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインを受けまして、応援職員や物資等を迅速かつ的確に受け入れ、情報共有や各種調整等を行い、災害対応業務を行うための体制を整備するもので、平成30年に宮崎県災害時受援計画を策定しております。

この計画では、支援の受入れ体制や人的・物

的支援の受入れ、訓練・研修について規定しており、物的支援の受入れについては、受入れに係る県や関係機関の役割、広域物資輸送拠点の運営方法や支援物資の供給方法等について定めております。

また、内閣府のガイドラインでは、市町村においても受援計画策定を目指すこととされており、支援物資の受入れをはじめ、避難所の運営や罹災証明書の交付業務など、外部からの応援が想定される業務について、計画を策定することが求められています。

昨年度末現在で県内20市町村が受援計画を策定しており、令和8年度までに全ての市町村において計画を策定することを目指しております。

20ページを御覧ください。

2つ目の項目、南海トラフ巨大地震の被害想定等について御説明します。

まず、(1)、南海トラフ巨大地震被害想定であります。まず、①の震度分布であります。災害クラスの地震が発生した場合、県内全市町村が震度6以上の地震に襲われます。このうち、13市町においては震度7を観測すると想定しております。

21ページです。②、津波浸水想定であります。右側の地図の青色部分が津波による浸水想定区域となります。最大津波高は表の一番下、黄色部分の串間市の17メートルをはじめ、全ての市町で10メートル以上となります。

また、表の一番右、津波の最短到達時間は、最短が下から2段目の日南市の14分、遅くとも20分程度で県内全域に到達するとの想定となっております。

22ページです。③、人的被害等についてです。表の中央に、平成25年の当初想定の数値を黒文字で、右側に見直し後の令和2年3月の数値を

赤字で表記しております。

このうち主な被害について御説明しますと、表の一番上の行、人的被害のうち死者数は、平成25年の当初想定約3万5,000人から、令和2年の想定では約1万5,000人へ、表の中ほど、建物被害については、全壊棟数が当初想定8万9,000棟から8万棟へ、その下の避難者数が約39万9,000人から約37万人へとそれぞれ減少しております。

23ページを御覧ください。

次に、(2)、災害関連死についてであります。災害関連死については、平成31年に内閣府が定義を定めたことにより、災害による死者数のうち、災害関連死の人数やその原因などの検証が行われるようになりました。

平成28年に発生した熊本地震についても検証が行われており、熊本県の公表によりますと、死者数270人のうち、地震で直接亡くなられた方が55人であったのに対し、その後の避難生活などで命を落とす災害関連死が215人と直接死の約4倍に上っております。このような近年の検証結果や能登半島地震の状況から、直接死を防ぐこれまでの取組に加え、避難所における生活環境の改善や物資・医療・福祉等の適切な供給体制の構築といった災害関連死対策が重要な取組であると認識しております。

24ページを御覧ください。

次に、3つ目の項目、防災減災への県の取組について御説明します。

まず、(1)、新・宮崎県地震減災計画についてであります。この計画は、県における地震被害の想定を踏まえ、ソフト面及びハード面について、今後取り組むべき減災対策を総合的に規定したものであります。計画は、平成19年3月に策定したものに、新たに南海トラフ域で発生

する地震の想定を追加したものであり、以後、適宜見直しを行っております。

計画の骨子としては、中ほどに掲げる「県民防災力の向上」以下6項目となっており、危機管理局をはじめ、全庁的に対策に取り組んでいるところです。

また、本計画では、主な減災対策として、住宅の耐震化率を90%に、早期避難率を70%に、それぞれ向上させることで、現在の被害想定である人的被害について、死者数を現在の約1万5,000人から2,700人へと減らすことができると考えております。

25ページを御覧ください。

(2)、県民への啓発についてです。県民一人一人の防災力向上のため、自分の命は自分で守る「自助」の取組を推進しており、啓発イベントなどを通して、平時より、大規模災害から命を守る3つの行動を心がけるよう重点的な啓発を行っております。

1つ目は、耐震化であります。これは、建物の耐震化に加え、家具を器具等で固定することによる転倒防止や、家具の配置場所の工夫により、地震による建物や家具の倒壊被害から身を守るものであります。

2つ目は、早期避難であります。強い揺れや津波の可能性等により危険を感じた場合には、すぐに高台など安全な場所へ避難することが重要であります。また、事前に避難場所や避難経路についてハザードマップ等で確認しておくことも必要です。

3つ目は、備蓄であります。発災直後から被災者に支援物資が届くまでの間を乗り切るため、発災後1週間は備蓄で乗り切る準備をするよう呼びかけております。また、食料や水だけでなく、乳幼児や要介護者などがおられる家庭に

つきましては、各家庭の御実情に応じた備蓄品が必要となってまいります。

今回の能登半島地震では、改めて、この3つの行動の重要性、県民へのさらなる啓発の必要性を痛感させられたところでございます。

26ページを御覧ください。

(3)、地域の防災活動の支援についてであります。これは「共助」の取組となります。

防災士を地域に派遣し、防災講座の実施や地区防災計画策定、避難所運営訓練の支援を行うとともに、市町村が地域に対して行う資機材整備や避難場所・避難経路整備への補助に対する財政支援を行っております。

27ページを御覧ください。

(4)、防災教育についてであります。

先月、内閣府の主催で宮崎市で行われました国土強靱化シンポジウムでは、災害から自分の命を守るための最も重要な対策は、防災教育ではないかという話が出ておりました。シンポジウムでは、東日本大震災で被災経験のある語り部の方が、地理的状況に合った実践的な防災教育・防災訓練を繰り返し行っていたおかげで多くの命が救われたと語っておられました。

本県でも、生徒一人一人が地域の災害リスクについて考えたり、状況に応じて、自分の取るべき行動を判断し、行動したりできるようになるための防災教育や訓練が必要であります。

28ページを御覧ください。

最後に、(5)、今後の取組であります。現在取り組んでおります防災士、自主防災組織、県民への啓発について、それぞれ課題と今後の取組を御説明いたします。

まず、防災士については、50代以上が56%と高齢化が進んでいることや、資格取得後、地域や職場で活動している方の割合が58.1%と低い

ことが課題であることから、若い世代の防災士の養成や、養成した防災士の活動支援に取り組んでいく必要があります。

次に、自主防災組織については、自治会加入率や自治会活動の低下、人材確保が難しいことが課題でありますことから、防災士を活用し、自主防災組織未結成の地域や、結成後未活動の地域に対する防災活動の支援に取り組んでいく必要があります。

次に、啓発につきましては、若年層やファミリー層の防災意識が低い傾向にあることから、その層が情報収集ツールとしている SNS 等を活用した情報発信に取り組んでいく必要があります。

県といたしましては、大規模災害に備え、これまで様々な防災・減災対策を行っておりますが、今回の能登半島地震の事例も十分踏まえながら、1 人でも多くの命を救うため、関係部局や関係機関と連携し、あらゆる面からきめ細かな取組を行ってまいります。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。
質疑はありませんか。

○岩切委員 正月に大きな災害が起きたので、とても関心が高まっていると思います。

まず、基本的な話で、最終ページにもありましたけれども、若年層においては意識の低さもあるという認識でいらっしゃるようですが、1 月 1 日の発災を受けて、この機を捉えて、今直ちにこれをしようというような取組がありましたら教えていただけませんか。

○渡邊危機管理局長 委員御指摘のとおり、お正月の地震で、我々もやはり日頃の備えがいかに重要かを痛感したところでございます。

今週の知事会見で、資料 25 ページにあります、平時より大規模災害から命を守る 3 つの行動に

つきまして、知事から説明していただきました。

また、県のホームページでも、これを表現したパンフレットなどを表示して、県民に啓発しようと思っております。

また、今後、1 月と 2 月に日向市や串間市で防災訓練などもございますので、そこでもしっかり啓発をしてまいりたいと思います。

○岩切委員 ニュースで震災のことが流れていますが、年齢層によってはテレビを見ないとか、SNS だと選択的に情報を把握しようとするので、あえてそういった方面の情報を入手しようとしないう、啓発する側にとってはなかなか困難な時代背景があると思います。

そういった中でも、実際に宮崎県で災害が発生した場合への対策が行われるためには、事前に県民の方々に十分理解しておいていただかないといけないので、例えば、今回、このタイミングで、インスタグラムの広告ページに情報を差し込むとか、積極的な取組が今すぐに必要ではないかと思っています。だんだん平常化していくと、どうしても関心が薄くなって、選択的に見なくなります。今なら見ていただけるんじゃないかなと思い、直ちに取組まれたことなどを知りたかったのですが、いかがですか。

○渡邊危機管理局長 委員御指摘のような SNS の広告とかまでは、まだ手がつけられておりませんが、県の広報戦略室がやっている LINE に防災のチャットがあるんです。そこを開いて、こういうことが知りたいと入力したらぱっと返ってくるので、そのあたりはしっかり広報していきたいと思っております。

このような機会を捉えまして、県民の皆様へ、積極的に情報を発信していく必要があると痛感しているところでございます。御指摘ありがとうございます。

○岩切委員 最終の28ページに「SNS等を活用した情報発信」とありましたので、このタイミングでどのようなことが行われているかを、関心を持って伺わせていただきました。受け取る側を意識しながらの作業になりますので、なかなか大変だとは思いますが、そういったものが現実起きた場合の対応にとっても効果があると思いますので、ぜひ引き続き検討いただいて、御努力いただけたらと思います。

次に、細かな話になるのですが、今回の能登半島地震で大変気になったのが、避難所の生活環境です。資料23ページでも大きな課題だと掲げていた災害関連死を防止するために、生活環境が大変大事だという説明をいただきました。

しかし、旧態依然の、大きな広間に一斉に雑魚寝するという環境は、現実にあるわけでありませう。避難所における生活環境の改善というのは、宮崎県ではどのように準備されていらっしゃるのかとても関心があるところなんです、いかがでしょうか。

○渡邊危機管理局長 まず、避難所の運営につきましては、市町村の業務であることを御理解いただいた上で、御説明させていただきます。

県のほうでは補助事業を設けており、避難所での環境対策に関する資機材の整備などを補助しております。この補助事業は大変人気がございます、いつも市町村から要望がございます。

例えば、備蓄倉庫にトイレを用意したり、体育館で雑魚寝にならないように個人が入るテントやマットなど、市町村が整備するものに対する補助事業を行っているところでございます。

○岩切委員 分かりました。ありがとうございます。

資料17ページの「本県へのプッシュ型支援の物資量」に、今おっしゃったようなテントだと

か、そういう環境を改善するようなものは書かれていないのですが、市町村とはもう既に議論して、こういったものが必要であると事前に確認ができていると理解してよろしいでしょうか。

○渡邊危機管理局長 資料19ページで、受援計画について御説明したところでございますが、ここで避難所にどのようなものが必要なのかというのをしっかりお示ししているところでございます。この受援計画に載っているもので、必要なものにつままして補助を差し上げているところでございます。

○脇谷委員 今回の能登半島地震を受けて、いまだに全体像が見えないことが一番気になっています。

本県市町村の、特に町村のほうが被害を受けたときに、県としてすぐにその被害状況などを把握できるのかどうかを聞きたいです。

○渡邊危機管理局長 今回のような大規模な地震が起きた場合は、県からリエゾンといたしまして、職員を市町村役場に派遣するようにしております。例えば、東臼杵地区でしたら、東臼杵振興局に職員を用意しておりまして、実際に行つて声を聞いて、こちらにつないでいただくということもしております。

また、先ほどの補助事業で、諸塚村などでは各避難所に衛星携帯電話の設置をしていただいております、情報が入ってくるようにしているところでございます。

○脇谷委員 東臼杵や東諸県などにいる県職員の方が、すぐに状況を把握して、県の本部に連絡をするということでしょうか。

○渡邊危機管理局長 おっしゃるとおりでございます。

○脇谷委員 南海トラフ地震の場合は、宮崎県だけでなく、四国や東海の太平洋側の地域も被

害に遭うと想定した場合、特に宮崎市や新富町、もちろん日南市もそうなんですけれども、応援はどちらから来るのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 資料14～15ページにかけて、応援職員の仕組みについて御説明しましたが、宮崎県で発災した場合も、九州・山口の応援協定に基づいて全国知事会などと調整していただきまして、応援職員を派遣していただく仕組みができております。

○寺田消防保安課長 先ほど危機管理局長から説明がありました、緊急消防援助隊等につきまして、南海トラフ地震の場合は、まずは長崎県から入ってくることになっております。また、九州の被災状況が非常に大きい場合は、島根県から入ってくることになっております。

○脇谷委員 今、長崎県や島根県とおっしゃいましたけれども、陸を通ってくるのでしょうか。

○寺田消防保安課長 基本的には陸路ですが、被災していて道路が通れない場合もございます。そういった場合は、まずは指揮支援隊がヘリで先に入ってきてまして、道路網などを把握し、通行のルートを決め、本体に連絡をしまして、そこを通ってくるというような——基本的には陸路で来ることになっております。

○脇谷委員 ということは、島根県や長崎県との協定というか、そういったルートに関しても既に検討中というか、ちゃんとルートが決まっていると理解していいのでしょうか。

○寺田消防保安課長 一定のルートはあるのですが、どこが通れなくなるのかは分かりませんので、もしそこが通れなくなった場合は、そのとき臨機応変に変えることになると思います。

○二見委員 今、ちょっとルートの話があったので、資料16ページの説明の大事なところとして、幹線道路などがあると思うんですが、これ

ぐらいの地震になると——阪神・淡路大震災でも高速道路が倒れたり——どこが被災したのか、情報収集をまず第一に早くしなければならなくて、それを踏まえた上で、先ほどおっしゃった、どこが通れるのかをしっかりとめるのが災害対策本部になるのかなと思うんです。そして、今度はそれを支援してくれる自衛隊だったり、警察、消防、また、地域のほうだったり——今回の能登半島地震でも、国土交通省がインターネットにルートを出しているのを見たんですけれども、その一連の流れをスムーズにできるということがまず大事なんだろうなと感じたところですね。それをやっぱり判断しないといけないと思うんですよね。今回の能登半島地震でも、まだ余震が続いていますが、今は大丈夫でも、また余震が発生したときに大丈夫なのか、保証もないわけです。やはり常に臨戦態勢でやっていかなければならないと思うので、そういったところの本県としての体制をしっかりと構築しておく必要があると——今、お話を聞いていて、大分できているんだろうなとは思ったのですが、実際に発災してパニック状況になったときに、どこまで冷静にできるかだと思うので、避難訓練なども通じて、体制を構築できればと思います。

本県では、去年の台風災害で道路が寸断されて、孤立したところがありましたが、現場に人力で発電機を持っていったと聞きました。こういった本県ならではの経験もあると思うのですが、今回、真冬のこの時期に発災したということで、寒さ対策など、時間的に非常に迫っている部分もあると思うんです。そういった時間的なものへの対応も含めて、できる限りの体制をしっかりと取れるようなコントロールタワーが必要だと思うんです。

しっかりした指揮系統ができていて、そこからの指令がしっかり行き渡るということ——11月定例会のときに今、総務省が進めている、消防、警察、自衛隊などの情報をネットで共有できるシステムをつくるという話もあったと思います。この場合、トップになるのは知事だと思いますが、実務的には、やはり危機管理局長並びに危機管理統括監にしっかりしていただかなければならないと思います。プレッシャーも大変大きいと思うんですけども、常日頃からその準備を怠らないように、しっかりお願いしたいなと思います。

まず、物流確保についてですが、現場のほうと本部のほうとがしっかり連携できるような体制が出来上がっているのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 大変重要な御指摘ありがとうございます。

道路啓開のルールなどは決まっております、訓練などもやっておりますが、今回の地震も受け、今後、またさらにしっかりとした訓練をやっていきたいと思っております。

また、11月定例会で御説明いたしました、資料10ページにあります、防災情報共有システムでございますが、どこが途絶しているかなど、道路情報などを共有することができますので、しっかり災害対策本部で判断してまいりたいと思っております。

選定したルートで物資が通るかどうかの判断が必要になってまいります、全ての情報が入るわけでもない、情報をきちんと入力するとか、リエゾンの方に入力してもらおうとか、しっかりと情報を共有できるよう、訓練を重ねていかなければならないと痛感しているところでございます。

○二見委員 道路が通れたとしても、例えば、

信号機が停電で動かなかったり、災害派遣で来る自衛隊や緊急車両、物資支援車両だけじゃなく一般の車両もあるので、道路が混雑したりしますよね。そうすると、物の流れが止まってしまうので、道路使用の在り方についても考えておかなければならないと思うのですが、その辺のすみ分けは検討されているのでしょうか。

それには人も必要だろうし、例えば、「今この道路は緊急車両用で、一般車両は使わないでほしい」と情報提供するとか、そのあたりは対応できる状況なんでしょうか。

○渡邊危機管理局長 資料16ページにあります緊急輸送ルート地域計画で、道路の交通規制であったり、ここを通すという計画を定めております。詳細は県土整備部のほうで整備されておりますので、手元に詳しい資料がなく、申し訳ないのですが、それをしっかり訓練して、見直しをしていく必要があるかと思っております。

○二見委員 一つ指摘しておきたいのは、道路が使えるか使えないかは、そのときにならないと分からないので、やはり線の引き方を変えなければならぬときがありますよね。そのときに現場で対応できるような準備、物の考え方が必要じゃないかなと思います。今後、検討される際によろしく願います。

あと、先ほど説明のあった物資の確保についてです。資料に、自宅に1週間分とあったけれども、今、よく見たら最低3日分——大人1人で1日に水3リットルとあるんですが、1箱に2リットルが6本入りとすると、6リットルで2日分。夫婦だったら1箱では足りない、2箱かな。2箱も足りないといえど3箱です。それを常時家に置いておかなければならないとなると、家の大きさや生活環境を考えたときに、それだけのスペースを確保できるのかな

と思いますし、震災が起こったら取れないような場所に保管してしまったら意味がないので、物をただ備蓄しておくだけでは非常に難しいのかなとも思います。

行政的には、啓発しておけばいいみたいなどころがあるけれども、実際には、国民、県民、市民がそれを実施しなければ意味がないので、もっと何か住民側に寄り添ったものはないのかなというのが正直なところだと思います。日常生活の中で保存食を少しずつ回していくとかも分かるんですが、それをやってくださいと言っても、実際にできるか、やっているかは怪しいのかなと。

だから、避難訓練や地域での防災活動とかもあるけれども、もうちょっと生活に落とし込めるような何か。例えば、教育現場での取組として、子供たちが年に何回か、1回でも2回でも、防災を勉強する中で家族を巻き込んだものができるのかとか、もうちょっと知恵を絞ることはできないかなと思っています。

年に1回、11月1日が防災の日ということですが、そういった基準を考えていくのもありなのかなと思います。避難訓練だけではなく、もうちょっと生活に溶け込んでいくようなものを、やはり県だけじゃなく、教育現場とかほかの組織、市町村などと協力してできないものかなと、それを企画立案できないものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡邊危機管理局長 委員御指摘のとおり、啓発しても、住民に受け取っていただければ全然効果ありませんので、響くような啓発をしていかないといけないと思います。また、防災教育というのは大変重要だと思っておりまして、今後、しっかり力を入れていきたいと思っていますところでございます。

啓発については、今、資料25ページでお示し

したようなことをやっておりますが、もう少し具体的なものにするとか、県政番組などでこうするといいいよと啓発するとか、もう少し分かりやすいものにすること。

また、小学生が遠足で防災庁舎などにお見えになるんですけれども、そのときに備蓄に関するパンフレットをお渡しして、お家に帰ったらこれで御家族と話をしてくださいねという取組は今もずっとやっております。そういう地道な取組が大変重要であると思っておりますので、引き続き啓発は工夫をしながら、また、教育現場ともしっかり連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○二見委員 さっきの件を検索したら、1週間分の備蓄に関する県の資料が出てきました。恐らく、細かく読むと抜け目や落ち度のない、要するに、突っ込まれないような資料になっていると思うんです。でも、突っ込まれない資料というのは、細か過ぎて読み手は読み切れないし、全部は実行できない。

だから、重要なポイントはこれとこれとか、説明資料にあるぐらいの情報量でいいのかなという気もしています。こういう資料は、完璧がいいんじゃないくて、危機管理局長がおっしゃったように、実際にやってもらわないといけない。聞いて、理解してもらうことが大事だと思うんですよね。コロナのときもそうだったと思うんです。間違いのない詳細な情報を出すことが大事なんじゃなくて、生活行動を変えることに焦点を絞る必要がある。広報や周知で重要なのはそこなんだろうと、また今後の検討課題かなと思いました。

あと、最後にもう一つ、災害に強いインフラ整備についてですけれども、この間、マンホールトイレというのが何かに出ていました。あれ

はマンホールの上に、簡易の仮設トイレを置いて利用するのだと思いますが、大きな地震の場合——能登地方でもそうですが——液状化が起こって、マンホールがすぽんと上がってきちゃうと、せっかく準備しても、結局使えません。しかし、中には、液状化に強いマンホールというものもあるらしいですね。下水管が地震で壊れずにちゃんとつながっているかという問題もあるけれども、今回の能登半島地震や、この間の熊本地震も踏まえて、インフラの更新時などに見直しをして、対応していく必要があるんじゃないかなと思っています。これは、県土整備部や市町村と連携しなければならないと思うのですが、対応状況はどうなっているのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 マンホールトイレは都城の道の駅のように、市町村において、しっかり整備していただいているところもございます。

委員がおっしゃいましたインフラ対策については、知事が国の国土強靱化推進会議の委員になっておりまして、先日発言する機会がございました中で、いわゆるミッシングリンクの解消や九州横断道などをしっかり整備していかなければならないことなどを指摘申し上げたところでございます。

国土強靱化につきましては、しっかりと国に要望してまいりたいと思いますし、県土整備部とも連携しながらやってまいりたいと思います。

○二見委員 東日本大震災の復興関係から国土強靱化関係の予算を見たけれども、そういうところをピンポイントにしているようには見えなかった気がするものですから。

予算的にはかなり大きなものになるでしょうけれども、地域など、ある程度ポイントを絞って対応していくことも大事なかなと思うので、市町村との連携も含めて、お願いします。

○脇谷委員 テレビで能登半島地震の映像が流れたときに、避難所で若い女性とか子供連れの30代、40代くらいの女性をあんまり見ることがないのですが、こういった方々はどこにいらっしゃるのかお分かりになりますか。

やはり、女性のプライバシーの確保を考えたときに、男性や高齢者がたくさんいるようなところに行くんだろうかと疑問に思ったので、もしお分かりになれば教えてください。

○渡邊危機管理局長 能登半島地震の個別の事例につきましては承知しておりませんが、避難所における女性への配慮というのは大変重要な課題でございます。県の地域防災計画の中でも、避難所の運営の責任者には必ず男性と女性を置くとか、支援物資で配慮が必要なものは女性が配るとか、また、避難所の運営には男性だけではなく女性も入り、例えば、炊き出しは女性だけに任せるのではなく、できる人がするとか、そういう調整をするよう定めております。また、この件につきましては、県の男女共同参画センターが結構熱心にやっております、今度、講習会があると伺っております。

避難所をブロックで分けるとか、授乳する方は個々の部屋とか、避難所における配慮についてはガイドラインもございます。市町村にも示しているところではありますが、またこれを機会にしっかり啓発してまいりたいと思います。

○脇谷委員 やはり女性は、プライベートな空間があるかどうかが一番不安だと思うんです。

また、資料17ページに、本県へのプッシュ型支援の物資量とありますけれども、例えば、生理用品は約32万枚ですが、こういった根拠でこの数量になっているんですか。

○渡邊危機管理局長 このプッシュ型支援の物資量につきましては、女性の人数や日数から算

出しております。ほかの物資もそうですけれども、被害想定や避難者数などを根拠に計算して、数字を出しているところがございます。

○脇谷委員 実は、女子大学生がこの災害のときに、避難所で男性がナプキンを1人に1枚渡しているという話を聞いて、1日1枚じゃ全然足りないから、すごく不安になると言っていたんです。それを見たときに、そういった不安も払拭していかなければならないと感じました。生理用品が十分にあることも発信していく必要があるんじゃないかと思っています。

それともう一つ、調製粉乳というのは粉ミルクのことだと思います。粉ミルクは6か月ぐらまでは哺乳瓶で飲ませますが、お湯で煮沸もできない場合、やはり液体ミルクの備えも必要ではないかと思っています。液体ミルクについては、全国的にもなかなか普及していないんですけれども、どういう状況でしょうか。

○渡邊危機管理局長 こちらで調べた範囲で申し訳ございませんが、液体ミルクの備蓄というのはどこもやっておりません。

ただ、海外では液体ミルクが普通のように、熊本地震のときなどに、内閣府男女共同参画局が液体ミルクを普及させないといけないという話をされておりました。今後、そういうものも必要ではないかということは、いろんな場で申し上げていく必要があろうかと思っています。

○脇谷委員 液体ミルクの普及について、ずっと言われているのが自見英子大臣でいらっしゃるんですが、結局は、国としても全然普及していません。

粉ミルクよりも値段が高いので、なかなか備蓄としては難しいのかなと感じているところですが、そういった子供連れや女性などへの配慮についてもお願いしたいなと思います。

○坂本委員 特別委員会でもいろいろ聞かせていただいているので、基本的なことだけ教えてください。

資料3ページの発災直後の県の動きの中で、「参集基準により全職員が登庁」という記載があるんですけれども、これは具体的にどのようなイメージなのでしょうか。日常であれば、基本的に全職員が登庁されていると思うんですが、一旦、それぞれの持ち場に帰ってきなさいということですか。例えば、県内の出先や出張に行かれている人たちは、その持ち場に、つまり本来の席があるところに帰ってきなさいという話でしょうか。

○渡邊危機管理局長 全職員、まず、自分の所属に戻りなさいということでございます。

ただ、地震が起こったときに、例えば、出張していて県庁に戻れない場合は、総合庁舎など、最寄りの県の施設に行くように指導しているところでございます。

○坂本委員 発災直後の今の県の対応の中では、全職員が何らかの役割を担う仕組みになっていると理解していいですか。

○渡邊危機管理局長 資料5ページに災害対策本部組織図がございしますが、この「部局対策室」ごとに、それぞれの課として、災害時に何をしなければならぬかが決まっておりますので、その仕事をしていただきます。もちろん、職員の中には「総合対策部」に来ていただく方もいらっしゃいますけれども、そういった職員は、自分の持ち場で災害時にやるべき応急の業務をやっていただくことになります。

○坂本委員 災害の状況によると思うんですが、今のは日常というか、平日の状況です。しかし、例えば、夜間であつたり、休日であつたりして、あえて登庁しなきゃいけないという状況になっ

たときに、被災状況によっては職員もかなりの方がなかなか来れないと想定した場合、今の役割分担で——私がお聞きしたいのは、職員数の100%が何らかの役割を担っていて、それで成立するという話なのかということなんです。

○渡邊危機管理局長 資料5ページの部局対策室ごとに決まっている、やらなければならないことの中に、自分の課の業務がない場合もございます。そういう職員は、ほかの課の応援をすることになっております。例えば、総務課内において、発災後すぐにやらないといけない仕事を持っている職員もいれば、そうじゃない職員もおりますので、そういう職員は隣の課の応援をするといった決まりをつくっております。

○坂本委員 ということは、全体を100とすると、発災直後の対応は100でやるのではなく、例えば、50いれば対応できるというような考え方でやっていると理解していいですか。

○渡邊危機管理局長 災害対応はずっと続きますので、交代要員を設けるなど、役割分担をして、対応できるような体制としております。

○坂本委員 次の質問をします。

資料5ページの、今御説明いただいた災害対策本部の組織図ですが、発災後に災害対策本部が組まれて、その下に総合対策部があります。災害対策本部の本部長が知事、副本部長が副知事、総合対策部の本部長が危機管理統括監となっていて、次のページにその役割が書いてありますが、災害時には危機管理統括監が知事と同等の立場で、いろいろと発言をされたり進言をされたりすると理解してよろしいですか。

○横山危機管理統括監 総合対策部の本部長、トップが私ということになりまして、ここが、先ほど説明しましたとおり、いわゆるコントロールタワー、実動部隊になります。私がトップ

になりまして、各部局と連携調整しながら、あらゆる対策を講じていく、調整をしていくことになります。

○坂本委員 今のは災害が起きた後の話だと思わうんですけども、今度は平時の話です。

危機管理統括監が今、地震対策、災害対策においていろいろ準備していく中で、そういう立場というか、権限を今、持っていらっしゃるということでしょうか。

例えば、災害対策に関していろいろ質問をしていますと、それは県土整備部がやっているとか、それは福祉保健部の問題ですとか、各論というか、個別の話になってしまうんです。

総括的にどこがコントロールしているという印象が、少し薄いように受け止めているんです。

災害発生時は総合対策部本部長として危機管理統括監がいろいろと指示を出される仕組みになっているんですが、平時はどうなっているのでしょうか。

○横山危機管理統括監 平時におきましても、いわゆる災害対策という切り口であれば、我々が連絡調整——調整には当たりますということでございます。

ただ、実際に道路を造るとか、確保するとか、個別の対応が必要になることであれば、それぞれの部局でやっていただくことになりますが、部局対策室の室長は、それぞれの部長でありますので、当然、災害のことも念頭に置きながら、平時も対応していただいていると思っております。

○坂本委員 最後の質問です。

資料24ページ、宮崎県地震減災計画について、平成19年3月に最初の計画が策定されて、平成23年の東日本大震災の発生を受けて見直しがされて、平成25年12月には新計画が策定されたとい

うこれまでの流れがあります。

今回、1月に起きた能登半島地震は、東日本大震災——その間、熊本地震がありましたけれども——以降で、かなり大きい地震だったと認識しています。

今回の能登半島地震を受けて、県の地震減災計画が今のままでいいのかなどを見直す検討会を持たれるなど、今後の予定はどのようなになっているのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 今、国のほうで南海トラフ地震の被害想定の見直しが行われております。恐らく、今年度末か——地震がありましたら少し遅れるかもしれませんが、近いうちに見直しがあります。その被害想定の見直しを受けた上で、我々も計画の見直しを検討していくことになります。

○坂本委員 見通しとして、いつ頃だと理解しておけばいいですか。

○渡邊危機管理局長 国の見直しの内容が分からない状態でありまして、例えば、津波などの計算方法や被害想定のお考え方がどこまで変わるのがまだ全然明らかになっておりませんので、それが今とほぼ変わらなければ、見直しは割と早めに着手できるんですけれども、能登半島地震もありましたし、災害関連死問題などを被害想定に盛り込むと伺っておりますので、恐らく、そういうことはないと思います。そうしますと、いろいろ考え直すところが出てくると思いますので、その見直しを受けて、できるだけ早急に取りかかるべきだと思っております。

○二見委員 答弁の中で、調整するとおっしゃっていましたが、発災直後からしばらくの間は、調整ではなく、もう早く対応しなければならない、要するに、指示・指令しなければならないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

先ほどは平時の話でしたが、非常時の話でも、やっぱりこれは調整になるんですか。

○横山危機管理統括監 発災後につきましては、災害対策本部が立ち上がって、知事がトップになりますので、知事から指示が出ます。

総合対策部の中において、様々な個別事象の調整を私がやるということでありまして、災害対策本部が立ち上がってれば、災害対策本部の本部長が知事、災害対策本部の構成員が各部長になっていきますので、その場で各部長に知事から指示が下りるということでありまして。

例えば、道路の啓開などは各部局で調整しますが、この道路を使って物資を輸送したいとなると、ほかの部局との調整が必要になるかもしれませんので、そういったときの調整については、総合対策部において行うことになるかと思っています。

○二見委員 知事が最高責任者であることは間違いのないと思うんですけれども、そういう在り方で大丈夫かなと感じたんです。危機管理統括監の権限というか、職務がそれぞれの調整になってしまうということでしょうか。

災害が起こるまでの計画や対応の在り方などを準備しておくのが危機管理局の仕事で、実際に発災した場合は、それぞれの部局がそれぞれの所管業務の中で対応していくというような考え方なのですね。

先ほどお話されたように、必要な指示は、災害対策本部の中できちんと情報を集約した上で、知事からそれぞれに直接いくということで——災害対策本部の知事からの指示で全て動いていくという理解でいいわけですね。

○横山危機管理統括監 先ほど坂本委員から平時においての御質問があった際に、危機管理局長から説明がありましたように、宮崎県地震防

災計画をつくっておりますが、この計画をつくる際、当然、各部局が携わっています。道路の話、病院の話、いろいろな話がありますので、計画をつくる部分においては、我々がいわゆる調整役として働いております。

実際に発災した場合については、先ほど申し上げましたけれども、災害対策本部が立ち上がりますので、その中で知事がトップになりまして、各部長がその配下において指示を受けながら行動していくことになります。

総合対策部は、個別の調整を行う実動部隊ということになるかと思います。その実動部隊のトップになるのが私です。

しかし、実動部隊と言いながらも、道路に関してはやはり県土整備部の所管となりますので、県土整備部長と私の間で調整をしながらやっていくということになるかと思います。

○二見委員 何かそこでの調整という言葉はどうしても引っかかっているんです。本当、細かい話かもしれないですが、そこで調整するというより、指示は知事からなされるとはっきり言うべきじゃないかなと思うんですね。

発災直後というのは時間が一番大事なところじゃないですか。災害救助における72時間以内というのもそうだし、道路復旧が必要であれば、もうそれは何より先にやるべきことなので、やはり県としても、調整している場合ではないという認識で対応していただかなければ、県民としては一抹の不安を覚えてしまうんですね。

細かい話になって申し訳ないんですが、今後の組織の在り方も含めてのことだと思うんです。

○横山危機管理統括監 語彙力の中で調整という言葉しか今、思いつかないものですから、申し訳ないんですが——調整ということで、ただ

右と左を足したり割ったりするのではなく、やはり総合対策部のトップとして結論を出したり、判断をしながら、きちんと全体を動かしていくことになる、そういう立場だと思っています。

○二見委員 あとは、しっかりと知事から指示を出してもらうように——基礎情報の整理などは危機管理局のほうでやっていただければいいのかなと思います。

○岩切委員 2月定例会が目前なんですけれども、この1月1日の災害を受けて、宮崎県において備えなければならないこと、県土整備部や福祉保健部など、各部においてやらなければいけないことが増えただろうと思いますが、今後、予算編成の見直しなどを予定されるのか、追加補正で対応するのか、そのあたりのお考えをお聞かせいただけませんか。

○高妻財政課長 まだ編成中でございますので、確定的なことは申し上げられませんが、御指摘のあったような様々な事象は、当然我々の検討対象にもなっておりますので、どのように取りまとめるか、しっかりと考えていきたいと思っております。

○岩切委員 鉄は熱いうちに打てという言葉もありますが、防災体制の準備は市町村に委ねる部分がたくさんあると思います。市町村も限られた財政の中で準備しなければならない。そこに県からしっかりと支援が行われれば、事前準備もより早く整っていくんだと思うので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

細かな話を1点だけお聞きしたいんですが、珠洲市などでは倒壊した住宅の量が相当に多いということですが、家庭備蓄は3日分ほどという提起もあるわけですが、家屋そのものがあのような形で倒壊しますと、家庭内に備蓄していたものが取り出せない場面も多かろうと

思うんです。住宅の耐震化率は90%を目指すという期待もありますが、耐震化率の進捗状況と、家屋そのものが崩壊して家庭内備蓄が活用できない場合、どのように対応するのかを教えてくださいませんか。

○渡邊危機管理局長 住宅の耐震化率は、今84%と伺っております。これにつきましては、県土整備部のほうでも今、力を入れて啓発などをされているところでございます。

また、家屋が倒壊して、備蓄している物資が持ち出せないことにつきましては――資料17ページの物資調達に係る計画ですが、南海トラフ級の地震が起こった場合は、持ち出せない方が3分の2ぐらいいらっしゃる想定して、3日のうち1日目は個人の備蓄、2日目は市町村の備蓄、3日目は県の備蓄で対応し、4日目以降は国からの物資が届くという計算で備蓄をしているところでございます。

○川添委員 重複するかもしれませんが、日頃の避難訓練や避難所の運営訓練が非常に大切ではないかなと思います。

能登半島地震の報道を見ていると、発災直後、一時避難所に避難された方が「水がない」と。そんなことがあるのかなと思いましたが、水が備蓄されていなかった避難所がありました。一方で、初日、2日目ぐらいから炊き出しを始めたり、体育館の中にテントが張られたり、準備がすごくいい避難所と、それぞれあったと思うんです。

避難訓練や避難所運営訓練の実施状況などは把握されていらっしゃいますでしょうか。

○渡邊危機管理局長 市町村において、個別の避難訓練が何回行われているかまでは、申し訳ありませんが、県では把握しておりません。

ただ、避難訓練は大変重要である、特に避難

所運営訓練は重要であると思いますので、県としては、そこはしっかり支援をしております、先ほど来の補助事業などでも避難所の運営訓練に補助したり、避難所訓練に防災士を派遣するようなものについては、しっかり支援をしているところでございます。

○川添委員 意識を高める意味でも、避難訓練を年に1回でも行うのが非常に有効ではないかなと思います。

避難訓練は自治会単位で、特に沿岸部の津波対策で行われているんでしょうけれども、行われていない集落や自治会があり、特に今、私の地元もそうですが、自治会加入率が50%を切っている、半分しか入っていないようなところでは、日頃からどうやって地域をまとめていくのかという課題があると思うんです。末端の避難訓練の活動などにも目を向けていくべきではないかなと思います。

そもそも一時避難所というのは、県内に何か所あるんでしょうか。

○渡邊危機管理局長 いわゆる指定避難所というものが1,275か所ございます。

○川添委員 1,275か所の避難所に救援物資が届くまでの間の水、食料などの備蓄状況は、県で集約していらっしゃるんでしょうか。

○渡邊危機管理局長 避難所の運営が市町村の業務であるということを御理解いただいた上で発言させていただきますが、避難所で、一体何を備蓄しているかという細かいところまでは県では把握しておりません。

ただ、指定避難所に対する備蓄などの支援については、先ほど来、申し上げます補助事業等で促すことはしております。

市町村の備蓄の保管方法については、1か所、大きなところで保管しているところもあります

し、綾町などでは、公民館単位——避難所の単位に備蓄倉庫を置いて、町の備蓄を収めていると伺っておりますので、そのあたりの工夫というのは、今後、必要になってくると思います。

○川添委員 それぞれの市町村が設営や管理をしているわけですが、市町村がしっかり数を把握して管理をしているのであれば、県が備蓄量を集約するのは別に難しい仕事ではないんじゃないかなと——今回の能登半島地震の報道を見て、水が1本もないということ自体が、私は非常にびっくりしたところなんです。避難訓練や避難所運営訓練の実施状況とか、一時避難所の備蓄状況とか、市町村と連絡を取り合って、可能な範囲で集約、管理していけるといいんじゃないかなと思います。

あと、今、石川県においては、冷たい体育館の床の上で持病が悪化して亡くなる方も多くいらっしゃると思いますが、災害関連死を防ぐために、二次避難所はどれくらいの数が想定されているのか、分かる範囲で教えてください。

○渡邊危機管理局長 二次避難所について、あらかじめ幾つと定めているものはございません。

災害救助法で、こういう災害が起こったら、避難所で救助すると決まっております、今回のように避難所での避難生活が長期にわたる場合、また、指定避難所だけでは不足する場合は、ホテル・旅館等を避難所として活用できると、国から解釈が示されておりますので、それに基づきまして、市町村が二次避難所として、ホテルなどを用意しております。

しかし、こういう大規模災害になりますと、県のほうでそこを調整して——例えば、今回の能登半島地震ですと、金沢市などに二次避難所を用意して、移動していただく仕組みとされておりますが、本県の場合でも、そのようになろう

かと思っております。

○川添委員 発災直後は全貌がつかみづらい、また、非常に混乱していて連絡も取りづらいといった場合に、東日本大震災や今回の能登半島地震においてもそうでしたが、自衛隊のヘリが出動して、津波でどれくらいつかっているのかとか、家が倒壊しているのかなどを探っていきますが、発災後すぐにヘリなどが出動する体制はどうなっているのでしょうか。例えば、近隣であれば、新田原基地や都城駐屯地など、また、県の防災ヘリもあるけれども。

○横山危機管理統括監 自衛隊につきましては、F15がスクランブル発進をして、空中から撮影していただくことになっております。

また、県の防災ヘリにつきましても、直ちに飛び上がって、全体の様子を空撮します。空撮した映像は、防災庁舎のモニターに転送される仕組みになっておりますので、上空からの確認が直ちにできる状況となっております。

○川添委員 特に南海トラフの場合は、やはり範囲が広過ぎるので、自衛隊がすぐに宮崎県に入れるのかどうか。地域が限定されている今回の能登半島地震や東日本大震災のときのように、大挙して自衛隊が入ることはできないのではないかとされていますので、そういったところも踏まえて、地元の自衛隊や県の防災ヘリを活用して、初動対応での被害状況の把握が一番——能登半島地震についても、そんなことがあるのかなと思いつつも、いまだに全貌が分かっていない中で、生活に困っている方がいらっしゃると思うんです。状況把握が一番大事だと思いますので、またよろしく願いいたします。

○寺田消防保安課長 防災ヘリについてですが、防災ヘリは、日中であれば、発災後10分以内に飛び立つことができます。夜間は飛べないので

すが、日中であれば10分以内に飛び立って状況を把握することができます。空撮した映像は、今、危機管理統括監が申し上げたとおり、防災庁舎の大きな画面で見ることができますし、各市町村でも見ることができます。

○**渡邊危機管理局長** 補足でございますが、海上保安庁の飛行機も発災時はすぐ飛ぶというふうに決めております。

また、先ほど自衛隊のお話でしたが、南海トラフが起こった場合、熊本の第8師団が宮崎県に指揮所を設けて指示すると決まっておりますので、先日も訓練の要望がございまして、訓練させていただきました。

○**川添委員** 県の防災ヘリはどこで待機しているんですか。

○**寺田消防保安課長** 宮崎空港の格納庫でございます。

○**川添委員** 御承知のように、宮崎空港は非常に海拔が低くて、18メートルの津波が来ると想定されているような場所ですので、いつでも飛べるように待機されていると思うんですけども、そういうことも考慮して、対策を進めていただきたいと思います。

○**福田副委員長** 先ほど危機管理局長から説明がありました、資料25ページの県民への啓発という項目について、もっと具体的にとか、もう少し今から詰めていきたいんだというお話もありましたけれども、県民への啓発がどのくらい浸透したかをチェックすることは考えていらっしゃらないんですか。

○**渡邊危機管理局長** 毎年、県民意識調査で「災害に対する備えをしている人」の割合をお尋ねしております。令和4年度は57.5%でした。これを令和8年度に80%にするという目標を立てております。

先ほど二見委員からも御指摘があったように、ちゃんと県民の心に刺さる啓発をしないと、この率は上がっていかないと思っておりますので、今回の能登半島地震も踏まえまして、資料の見直しなどもしっかりやってまいります。

○**福田副委員長** 啓発というと、刺さる部分は世代によっていろいろあると思います。

先日、出初め式において、知事の代わりに県の消防学校の校長が隣に座っていらっしゃったので、能登半島地震のことなど、いろんな話ことができました。

その話の中で、僕が「地震で揺れ始めたときには、建物としては強度が上がるから戸は閉めるべきですね」と質問しましたら、「いや、違います。きしんで開かなくなって、逃げられなくなるから開けるんです」と。そういうちょっとした心がけ——例えば、子供を寝かせるときは上に家具がないとか、揺れたらすぐに窓を開けるとか、こういったことを、危機管理局長が言われたように、より具体的に啓発の中にどんどん入れていくと、資料に魂が入っていくような気がするんです。参考にさせていただきたいと思います。

○**濱砂委員** 表現の問題なんですが、資料20ページ、震度6には強と弱があって、次は震度7となっていますが、震度7以上はないんですね。

○**渡邊危機管理局長** 震度は7まででございます。

○**濱砂委員** 同じ震度7でも強弱があると思うんですが、これだけ広範囲に地震が想定される中で、県民に判断をしてもらう材料として、震度7強というのはないんですね。こういう表現はもっとこう……

○**渡邊危機管理局長** 震度は気象庁が定めておりますが、今は震度7までしかありません。

過去において、震度7はありませんでしたが、新たに設けられたという経緯がありますので、また今後、しっかり気象庁のほうでお考えになるのではないかと考えております。

○濱砂委員 阪神・淡路大震災で初めて震度7が適用されたんですね。

ただ、7はもう限りなく青天井。だから、県民に知らしめるためには、震度7以上の表現はないけれども、それ以上の被害が出ることも想定されるという表現を使わないといけないんじゃないかなと思ったんですが、どうですか。

○渡邊危機管理局長 御指摘ありがとうございます。確かに、マグニチュードで表現する場合、マグニチュードが大きくなると被害が大きくなるんですけれども、同じ震度7でもマグニチュードが変わると全然被害が違いますので、そのあたりも含めまして、しっかり資料や啓発を工夫してまいりたいと思います。

○濱砂委員 細かい話ですが、例えば、震度6弱と震度5の範囲はどうなるんですか。震度6弱は、震度5強と同じですか。

○渡邊危機管理局長 震度がゼロから7まで——1、2、3、4とあって、5と6には弱と強があり、7となっています。

例えば、灯籠などが倒れるとか、こういう状況のときはこうという定めがありまして、そこを気象庁が判断して、数字を示されております。

○濱砂委員 気象庁の判断というか、基準なんですね。分かりました。

○山下委員長 一つ、今後、考え直さないといけないのではないかと私が思ったのは、宮崎——特に私たち世代の住んでいる家というのは、戦前に建てた家か、戦後に建てた家で、木造なんですよ。今回の能登半島地震での建物の崩壊の仕方を見ますと、頭を守るために何かの下

に隠れて、そのまま亡くなった方がかなりいらっしゃるんじゃないかなと思うんです。

今までの避難訓練の内容は、ほぼ津波を想定したものであったのではなかろうかと思いますが、やはり、ところによって訓練の内容を変えるような指導をしていかないといけないのではないかなと痛感しました。ぜひそういうことも考慮して、今後の御指導をしていただきたいと思います。これはお願いです。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時41分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

○濱砂委員 今、書記には言ったのですが、カメラが委員の後ろに回って撮るのは、やっぱり注意しないといけないかな。もちろん、ここから向こうはいいんですが、執行部のほうはここで十分撮れるから、書記もお願いします。

○山下委員長 それは、そういうことでお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。

午前11時41分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 山 下 寿

